



紀陽銀行 presents International Art Fair

UNKNOWN ASIA 2026

2026.12.5 SAT — 6 SUN | VIP Preview : 4 FRI

UMEDA SOUTH HALL 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11F



APPLICATION GUIDE

ORGANIZER

UNKNOWN ASIA 実行委員会

【CONTACT】 UNKNOWN ASIA 事務局 / E-mail : desk@unknownasia.net

CONTENTS

INTRODUCTION	03
EVENT HALL INFORMATION	04
SECTORS	05
HOW TO APPLY	07
TERMS & CONDITIONS	08

EVENT OUTLINE

PUBLIC DAYS

2026年12月5日(土) 10:00 - 20:00

6日(日) 10:00 - 17:00

PREVIEW

2026年12月4日(金) 15:00 - 20:30

※ 招待者、関係者のみ入場可

VENUE

梅田サウスホール

大阪市北区梅田1丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス11F

TICKET

2026年10月5日(月) 10:00より 前売り発売予定

ORGANIZER

UNKNOWN ASIA 実行委員会

URL

<https://unknownasia.net/>



出展事前エントリー 受付期間 ————— 2026年5月29日(金) 14:00 ～ 7月5日(日) 23:59
出展本エントリー 受付期間 2026年7月6日(月) 10:00 ～ 8月16日(日) 23:59
※エントリーはUNKNOWN ASIA オフィシャルサイトにて受付

【CONTACT】 UNKNOWN ASIA 事務局 / E-mail : desk@unknownasia.net

INTRODUCTION

UNKNOWN ASIA 実行委員会は、

「紀陽銀行 presents UNKNOWN ASIA 2026」(以下UNKNOWN ASIA)を、
2026年12月4日（金）-12月6日（日）[プレビュー12月4日（金）]の日程で、
梅田サウスホールにて開催することを決定いたしました。

同時に、出展アーティスト事前エントリーの受付も開始いたします。

UNKNOWN ASIA とは

UNKNOWN ASIA（アンノウン アジア）は、関西を中心に国内外のアーティストが集まるアートフェアです。2015年のスタート以来、これまでに1,700組を超えるアーティストが参加。イラストレーション、デザイン、写真、現代アートなど、ジャンルを越えたさまざまな表現が一堂に集まります。

UNKNOWN ASIA の特長

多様なマッチング

UNKNOWN ASIAには、ギャラリーや企業関係者、コレクター、メディア、クリエイターなど、多様な来場者が訪れます。初日のプレビューには100名を超える審査員・レビュアーが来場し、それぞれの視点でアーティストを選出。フェア会場での会話やリアクションをきっかけに、新たな展示やプロジェクト、継続的な活動につながるケースも数多く生まれています。

出展者サポート

UNKNOWN ASIAでは、出展が初めての方にも安心して参加いただけるよう、準備段階から運営スタッフによるサポートを行っています。展示方法やポートフォリオに関する相談、参加者同士の交流機会など、出展者がそれぞれのスタイルで発表できる環境づくりを大切にしています。会期だけで終わるのではなく、その後の活動にもつながる出会いや経験の場となることを目指しています。

12年目の交差、そしてこれからの風景

UNKNOWN ASIAは、本年度で12回目の開催を迎えます。

これまで関わってくださった多くの方々に支えられながら、さまざまな表現や対話、偶然の出会いを積み重ねてきました。そのひとつひとつが、このフェアに独自の空気と広がりをもたらしています。作品を介して人が集い、視点が交わり、新たな関係性が生まれていく——UNKNOWN ASIAは単なる発表の場にとどまらず、表現とコミュニケーションが緩やかに循環し共創が生まれる場としてその輪郭を少しずつ深めています。

今年もまた、ジャンルや地域を越えた多彩な表現が梅田に集まります。

作品を観ること、言葉を交わすこと、空間を共有すること。そのひとつひとつの体験が、持続的な創作活動や新たな視点へとつながっていくことを願っています。

アートを中心に、音楽やフードも交えながら、それぞれの感性で自由に過ごせる時間を——
12年目のUNKNOWN ASIAは、今年も新しい出会いと発見の場をひらいてまいります。



EVENT HALL INFORMATION

VENUE

梅田サウスホール

大阪市北区梅田1丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス11F

アクセス方法は[こちらから](https://unknownasia.net/about/access.php)ご確認ください

<https://unknownasia.net/about/access.php>

周辺マップ



電車でお越しの方

各ターミナルとは地下で直結。
大阪駅・梅田駅より、
雨に濡れることなくご来場いただけます。

阪急

大阪梅田駅 徒歩7分

阪神

大阪梅田駅 徒歩1分

大阪メトロ

梅田駅（御堂筋線） 徒歩1分

西梅田駅（四つ橋線） 徒歩3分

東梅田駅（谷町線） 徒歩2分

JR

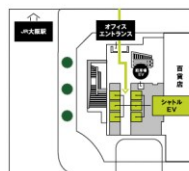
大阪駅 徒歩3分

北新地駅 徒歩4分

URL

<https://hankyuhanshin-hall.com/umedasouth-hall/>

地上からお越しの方



地下からお越しの方



※オプションは出展決定者に追ってお伝えします。

ARTIST BOOTH

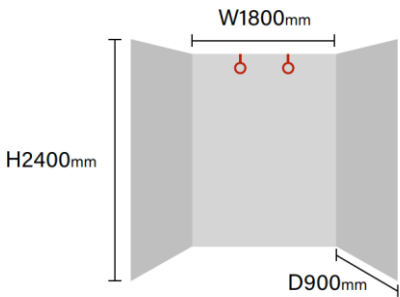
○ … 照明

【(AS)アーティスト・シングル / 1.62㎡】

サイズ：W1,800×D900×H2,400mm(3面パネル / 内寸)

価格

事前エントリー	—99,000円 (税込)
一般エントリー	132,000円 (税込)
学生枠（上限10 組）	55,000円 (税込)



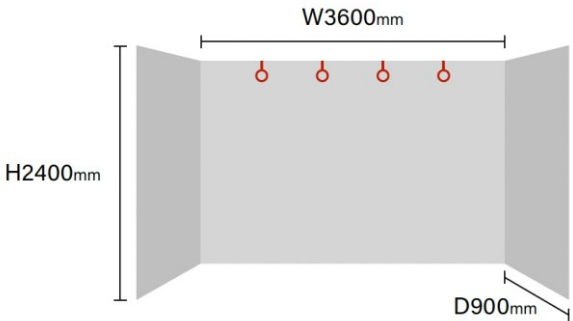
※学生枠は早期エントリー期間のみで募集となります。
審査結果次第で10組を下回る場合があります。

【(AD)アーティスト・ダブル / 3.24㎡】

サイズ：W3,600×D900×H2,400mm(3面パネル / 内寸)

価格

事前エントリー	—132,000円 (税込)
一般エントリー	176,000円 (税込)



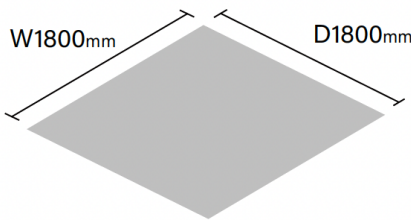
【インスタレーション スポット / 3.24㎡】

※事前展示プランの提出必須。

サイズ：W1,800×D1,800mm

価格

事前 & 一般エントリー	66,000円 (税込)
--------------	--------------



■以下の行為は不可となりますのでご注意ください。

- ・壁面の設置 / 平面作家の壁面設置ならびに持ち込み
- ・公開制作、ライブペイント等

その他の注意事項

- ※インスタレーション、立体彫刻のみ。展示台の持ち込みは可能です。
- ※床面を汚す可能性がある場合は、各自床養生をお願いします。キャプション等は床おき、スタンド等を各自ご用意ください。
- ※音声等に関しては可能ですが、他のブースエリアから苦情がある場合に音量調整をご依頼する場合があります。
- ※会場の都合上、火気厳禁です
- ※事前展示プランの提出を必須とします。プランに関しては変更を依頼する場合があります。著しい変更が当日なされた場合は出展を取り消す場合があります。

SECTORS

※オプションは出展決定者に追ってお伝えします。

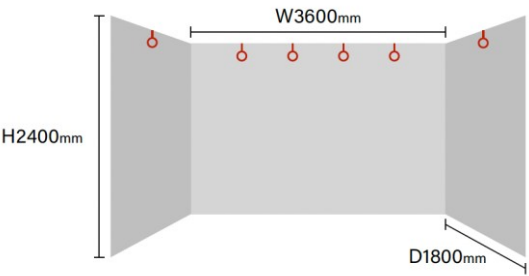
GALLERY BOOTH ※ギャラリーブースでの出展は、受賞対象外となります。

○…照明

【ギャラリーブース Type A / 6.48㎡】

サイズ：W3,600×D1,800×H2,400mm(3面パネル / 内寸)

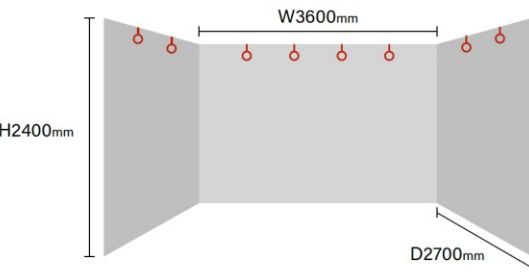
価格	事前エントリー	231,000円-(税込)
	一般エントリー	264,000円 (税込)



【ギャラリーブース Type B / 9.72㎡】

サイズ：W3,600×D2,700×H2,400mm(3面パネル / 内寸)

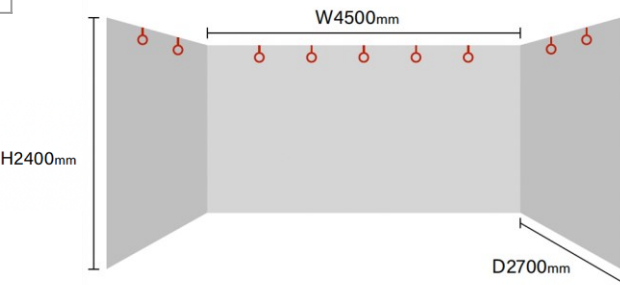
価格	事前エントリー	264,000円-(税込)
	一般エントリー	297,000円 (税込)



【ギャラリーブース Type C / 12.15㎡】

サイズ：W4,500×D2,700×H2,400mm(3面パネル / 内寸)

価格	事前エントリー	319,000円-(税込)
	一般エントリー	352,000円 (税込)



HOW TO APPLY

[出展エントリー 受付期間]
2026年7月6日(月) 10:00 ~ 8月16日(日) 23:59

下記のURL
もしくは右のQRコードよりお申し込みください

https://unknownasia.net/artist/artist_entry.php



ご不明点は以下までお問い合わせください。

【CONTACT】 UNKNOWN ASIA 事務局 / E-mail : desk@unknownasia.net

TERMS & CONDITIONS

第1条（目的）

この規約（以下、本規約という）は、UNKNOWN ASIA実行委員会（以下、主催者という）がおこなうアートフェアUNKNOWN ASIA（以下、当フェアという）への出展に関する事項を定める。

第2条（申し込み）

1. 当フェアへの出展を希望する者（以下、出展希望者という）は、本規約の全てに同意した上、所定の方法により申し込みをするものとする。
2. 各申し込みに対して、主催者は審査をおこない、審査通過した出展希望者には申し込み時に入力されたメールアドレスにその旨を通知する。
3. 審査通過の通知をうけた出展希望者は、主催者が別途定める出展料を指定期日までに、主催者が定める方法により支払わなければならない。
4. 主催者が出展料、オプションの費用を含む全額の支払いを確認できた時点あるいは、主催者が認定した時点で、出展の権利が確定し、これ以降は出展者として取り扱われる。原則として、主催者指定の期日までに出展料、オプションの費用を含む全額の支払いが確認できない場合は、当該出展希望者及び出展者の権利を失効する。
5. 支払い済みの出展料は、理由の如何を問わず返還しない。
6. 出展者は、出展とそれに付帯するサービスを受ける権利（以下、まとめて出展特典という）について、その一部または全部を、譲渡、貸与、売買、名義変更、担保供与、その他名目の如何を問わず第三者の利用に供することはできない。

第3条（実会場における当フェアの運営、遂行及び管理等）

1. ブース位置は、当フェアの全出展者が確定した後に、出展内容、ブース形状、会場の構成などを考慮して、主催者が決定する。
2. 出展者は、通路や展示場外など、主催者が指定する展示スペース以外での展示・宣伝をおこなうことはできない。
3. 出展物及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害などについては、出展者自身が責任を負うものとし、主催者は、これらに対し一切の責任を負わない。
4. 出展者は、当フェア会場に適用される防火、安全及び施設利用にかかわるすべての規則や法規を厳守し、主催者の指示に従わなければならない。
5. 出展者は、特定の企業・団体・個人・他の出展者や出展物を非難、攻撃、妨害する行為や、著作権、肖像権など各種権利の侵害、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある展示や行為を行ってはならない。主催者が会場の秩序や来場者等の安全ならびに権利を守るために適切と判断した場合、出展者は、主催者の要求に従い、その展示もしくは行為を直ちに中止しなければならない。
6. 展示ブースにおける作品の売買については、出展者自身が責任を負うものとし、主催者は、これに対し一切の責任を負わない。
7. 当フェア開催期間中、会場において、無断で絵の具、スプレー等を使用して作品制作を禁ずる。また、自らの出展ブース内であっても、無断で壁面に直接何かを描き込むことを禁ずる。さらに、建物の壁や天井を展示に利用したり、会場の床を含む各設備に傷をつけたり、汚れを残すことを禁ずる。会場の著しい汚損・破損やゴミの放置があった場合、故意、過失にかかわらず出展者が補修費、処理費等の損害賠償義務を負うものとする。
8. 自らのブース内での飲食物の展示・販売は原則禁止とする。
9. 会場内への動物(生死を問わず)の持ち込みを禁止する。また、会場内は全館禁煙とする。
10. ゴミは原則として出展者が必ず持ち帰り、処理するものとする。
11. 搬入に使用したダンボールや緩衝材などの梱包材は、搬出時まで指定の場所にて指定の範囲内でのみ可能とする。
12. 搬出時は現状復旧を原則とし、ブース内のビスや釘はすべて抜き、また壁面に貼付しているものが残らないようにする。
13. 会場内での火気使用は一切禁止とし、これらの遵守がなされない場合は出展者権利は即時失効する。

火気に該当するものは以下の通り

気体、液体、固体燃料を使用し、炎・花火を発生させるもの。または器具の発熱部を外部に露出するもの。

電気を熱源とする器具で、発熱部が灼熱するもの、および外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、着火する恐れがあるもの。

1. 会場内での危険物品の使用は固く禁ずる。

危険物に該当するものは以下の通り

ガソリン、シンナー、ラッカー、スプレー類、除光液、瞬間接着剤等、容器ラベルに「第1〜4種石油類・引火性固体・動植物油類・アルコール類」等の表記がされているものは危険物に該当する。

(1)危険物

消防法に定めるガソリン、軽油等引火性液体、酸化性固体、液体等の危険物

(2)指定可燃物

火災予防条例第7に定める可燃性液体および可燃性固体類(クレゾール、潤滑油、塗料等)

(3)火薬類

火薬類取締法で定める火薬・爆薬・火工品および玩具花火

(4)一般高圧ガス保安規制

通商産業省令第33号5に定めるプロパン、アセチレン、水素・アンモニアガス等の可燃性ガス

1. 他者の権利を侵害するおそれのあるキャラクター等を使用した作品の出展を禁ずる。

TERMS & CONDITIONS

第4条（感染症対策）

主催者は来場者 / 出展者 / スタッフに対して感染症感染予防対策を講じることができるものとし、会場で指示された工程に従う必要がある。緊急事態宣言や行政からの要請、感染状態の情報等を基に、フェア開催の可否、延期もしくは中止等の判断に関しては主催者が総合的に判断するものとする。

第5条（出展資格の取消）

出展者が当フェアに対し、主催者が下記のような迷惑行為に該当するものと判断した場合には、事前、開催当日問わず、当該行為の改善を求めるものとする。これに従わない場合は、当該行為の即時中止もしくは出展資格のはく奪及び即時撤収、強制退去とする。出展者は、主催者に対してこの「改善」「即時中止」「即時撤収」「出展資格の取消」措置に起因する費用の返還請求等は、一切行うことができないものとする。なお、これらの措置の実施にあたり主催者に費用負担が発生した場合は、出展者はその費用の全額を負担する義務を負うものとする。

1. ブース外通路の使用（来場者の誘引やアンケート等）により、他の出展者あるいは来場者に著しく迷惑を及ぼす場合
2. 出展者のブース外の会場通路・公共の場所での印刷物等の配布を行った場合
3. スピーカー等の音量や、光線・熱気・ガス・臭気・振動・スモーク等により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合
4. 社会通念に照らして、品位に著しく欠ける展示・行為である場合
5. 公序良俗に反する展示・行為である場合
6. 18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示がある場合
7. 出展者が取り扱う作品の販売促進活動をすることなく、来場者の「個人情報」の収集を主目的として行う出展を禁ずる
8. 特定の著作権物の権利を著しく侵害する作品、パフォーマンス等を禁ずる
9. 特定の政治的、宗教的、思想的な主張を含む作品、パフォーマンス等を禁ずる

第6条（登録情報及び個人情報）

1. 主催者は、出展希望者が申し込み時に主催者に提供した情報、その他申し込みフォームに入力又は提出された情報（以下、登録情報という）を取得します。
2. 主催者は、登録情報を以下の目的で利用します。
 - (1) 出展申し込みの受付、本人確認、応募資格の確認（生年月日に基づく成年者であること及び出展料その他の費用の支払い契約を適切に行う能力の確認を含む）、出展審査及び審査結果の通知
 - (2) 出展者との連絡、出展料の請求・決済確認、出展者管理
 - (3) 当フェアの運営、遂行、管理、安全確保及びこれらに付随する業務
 - (4) 当フェア、出展者及び出展作品に関する広報、記録、報告書作成、Webサイト、SNS、印刷物、メディア対応、協賛社・関係者向け実績報告
 - (5) 当フェア及び主催者が実施する関連企画・次回以降のイベントに関する案内
 - (6) 当フェアの品質向上のためのアンケート調査、分析及び統計資料の作成
1. 主催者は、前項の目的の達成に必要な範囲で、登録情報を審査員、キュレーター、運営事務局、業務委託先、会場、協力会社、協賛社、メディアその他当フェアの運営に必要な関係者に共有することがあります。
2. 主催者は、審査、運営、広報その他当フェアの実施に必要な範囲で、外国に所在する審査員、協力会社又は業務委託先に登録情報を提供することがあります。この場合、主催者は、法令に従い必要な措置を講じるものとします。
3. 主催者は、登録情報のうち個人情報について、主催者が定めるプライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

第7条（知的財産権等）

1. 出展者が出展する作品に関する著作権その他の知的財産権は、出展者又は正当な権利者に帰属します。
2. 出展者は、主催者に対し、当フェアの審査、運営、記録、広報、宣伝、報告及び次回以降の関連企画の告知を目的として、出展者の氏名、活動名、プロフィール、肖像、出展作品の画像、会場で撮影された写真・動画その他出展者が提供又は当フェアにおいて記録された素材を、WEBサイト、SNS、動画配信サービス、印刷物、広告物、プレスリリース、記録資料、協賛社・関係者向け報告書その他の媒体に掲載、複製、上映、公衆送信、配布、展示及び翻訳することを、地域及び期間の制限なく、無償で許諾するものとします。
3. 主催者は、前項の利用にあたり、作品の同一性を不当に害する改変を行わないものとします。ただし、媒体の仕様、レイアウト、翻訳、トリミング、サイズ変更、色調補正その他広報・記録・運営上必要な範囲での編集を行うことがあります。
4. 出展者は、出展作品が第三者の著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシーその他の権利を侵害しないことを保証するものとします。出展作品に関して第三者との間で紛争が生じた場合、出展者は自己の責任と費用においてこれを解決し、主催者に損害を与えないものとします。
5. 主催者が、前各項の目的を超えて出展作品を商品化その他独立した営利目的で使用する場合は、事前に出展者と協議するものとします。

TERMS & CONDITIONS

第8条（フェアの停止又は中止）

- 主催者は、本条各号の事由が発生した場合、当フェアの全部又は一部を停止または中止することができ、当該事由に起因して出展希望者、出展者、又は第三者に損害が発生した場合であっても、主催者の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。
(1)天災地変、戦争、暴動、騒乱等の不可抗力により当フェアの運営又は出展特典の提供が著しく困難となった場合
(2)法律、法令等に基づく措置により当フェアの運営又は出展特典が提供できない場合
(3)その他、当委員会が止むを得ないと判断した場合
- 主催者は、前項各号により当フェアの運営又は出展特典の提供を停止する場合、原則として、事前に当フェアホームページへの掲載や、電子メール等によりその旨を通知するものとする。

第9条（機密保持に関して）

主催者および出展者は、本書および個別契約の履行に際して相手方から知り得た情報を第三者に開示または漏洩せず、本書および個別契約の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報についてはこの限りではない。

- 知り得た時点で、既に公知であった情報
- 知り得た時点で、知得当事者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
- 知り得た後、知得当事者の責によらず公知となった情報
- 知得当事者が相手方以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 知得当事者が開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報

また、主催者の責任において、各個別業務の全部または一部を第三者に委託している場合や、法令や政府機関の規則等により強制力をもって機密情報の開示を強制された場合、受領者は委託及び強制された範囲で開示することができる。

第10条（反社会的勢力の排除に関して）

出展者は、本書確認時において自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

出展者は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と主催者が判断する資料を提出しなければならない。

主催者は、出展者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本契約を解除することができる。

主催者が、前述の規定により、本契約を解除した場合には、解除者はこれによる被解除者の損害を賠償する責を負わず、解除者から被解除者に対する損害賠償請求を妨げない。

第11条（解約について）

- 主催者は出展者に本書および個別契約に違反する行為がある場合、相当の期間を定めてその是正を書面にて催告し、出展者がかかる違反を是正しない場合は、直ちに本書および個別契約の全部または一部を解約することができる。
- 主催者は、相手方に次の一にでも該当する事由が生じた場合には、催告することなしに直ちに本書および個別契約を解約することができる。
(1)仮差押、差押もしくは競売の申立て、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき
(2)租税公課を滞納して保全差押を受けたとき
(3)支払いを停止したときもしくは手形または小切手の不渡りを発生させたとき
(4)手形交換所の取引停止処分があったとき
(5)信用に不安が生じまたは事業に重大な変化が生じたとき
(6)本書および個別契約に基づく債務の履行が困難と認められるとき
(7)本書および個別契約の履行に関し、役員、使用人または代理人が不正の行為をしたとき
(8)正常な取引を行えずまたは正常な営業ができない事由が生じたとき

第12条（出展規約・展示規則の承認）

全ての出展者はこの出展規約「出展者マニュアル」及び主催者が制定して出展者に通達した規則を承認するものとし遵守しなければならない。

第13条（本規約の改定）

- 主催者は、随時本規約を改定することができる。
- 前項の改定は、当フェアのホームページに改定後の規約を掲載したときから効力を有するものとする。

第14条（準拠法、管轄裁判所）

- 本規約の準拠法は日本法とする。また、本規約については日本語によって解釈されることとし、日本語以外の他のいかなる言語への翻訳は規約の効力に何ら影響を及ぼさない。
- 本規約又は当フェア及びこれに付随するサービスについて疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
- 本規約又は当フェア及びこれに付随するサービスに関連する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



APPLICATION GUIDE

ORGANIZER

UNKNOWN ASIA 実行委員会

【CONTACT】 UNKNOWN ASIA 事務局 / E-mail : desk@unknownasia.net